

日之影町農業委員会 第20回総会

開催日時 : 令和4年3月29日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 工藤 昭一 今村 浩二三 一水 秀樹
 榊田 隆盛 甲斐 直 中川 今朝久 押方 徹
 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : 矢通 広信 高岡 光美

議事日程 : ① 議案第63号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第64号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第65号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 3番 穂積ミサ子 委員、4番 山本英二 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第63号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 場所は〇〇集落内で譲受人の●●さん宅横になります。 譲渡人の△△さんは、▲▲集落にお住まいで、▽▽にお務めです。〇〇から養子に行かれています。63歳で、奥さんと母親の3人暮らしです。譲受人の●●さんは、73歳で、〇〇集落にお住まいで、奥さんと2人暮らしです。●●さんは、民泊をやっておられ、今回の農地で野菜等を栽培されとのことでした。 現地については、事務局と3月4日に確認しました。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	〇〇番の担当委員が立っているところは、何ですか。
事務局	防火水槽です。
委員	△△さんの親族はいるのですか。
担当委員	集落内にはいません。
委員	△△さんの実家もないんですか
担当委員	〇〇番が宅地でそこに家が建っていました。
事務局	宅地も一緒に売買されるそうです。
委員	ここは今まで何か栽培していたのですか。
担当委員	〇〇番については、△△さんが柚子を植えていましたが、去年ぐらいに別の場所に植え替えていました。〇〇番については、△△さんのお父さんが亡くなられてからは●●で民宿されていた方が借りて野菜作りをされていました。その方が亡くなられてからは、耕作されていません。
委員	畑として、復元は可能なんでしょうか。

担当委員	トラクターでかけば出来ると思います。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)
	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第63号は、申請のとおり許可することに決定しました。
	次に、議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第64号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 申請者の〇〇さんは73歳で●●集落にお住まいで、奥さんと2人暮らしです。 場所は●●集落内で、〇〇さんの自宅の近くになります。 申請地には、2年程前まで大豆等を作付けされていましたが、自身の体調不良等により、農地として管理することが困難なため杉を植林する計画に至ったようです。 現地については、3月4日に事務局と確認しています。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	隣接地は農地ではないのでしょうか。
事務局	農地になりますが、どちらも現在は耕作されていません。
委員	地権者は誰ですか。
事務局	〇〇番が、△△さん、●●番が▲▲さんになります。
委員	地権者に承諾をいただいているのですか。
事務局	承諾をいただいていると聞いています。
委員	災害の時にこの土地は流れなかったのですか。
事務局	災害の時に一番下の田だけ流れずに、現在の農地が残っています。

委員	川の真ん中にあるのは砂防ですか。
事務局	砂防になります。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第64号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第65号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
議長	譲渡人は、●●で▲▲という電気業を経営されています。年齢は59歳です。 譲受人は、椎谷地区でアパートを経営されています〇〇さんの会社になります。 ●●のオートキャンプ場を営っていますが、駐車場を整備したいということで、近くの山を購入され山を削って駐車場にする計画がありその土砂の埋め立て地として、場所を探されていたようです。 場所は△△の下になり、毎年、農地パトロールを行っていました。道路程の高さまで埋め上げて駐車場及び資材置き場として利用されるとのことです。すでに、山の方の伐採が行われています。以前に、広域農道や高速道路の建設の際にも利用されていました。何十年も耕作されていません。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	広域農道まで埋め上げるとのことでしたが、境はどうなるのですか。
担当委員	法面は町有地になるため、町有地を購入されるようです。 また、間を道が通っているため、埋め上げたのち、道を谷沿いに作られるということで、その道を使っている地権者とは話がついているそうです。 さらに、その道の下に椎谷地区の水道の本管が通っているため、埋め上げたのち水道の本管も引きなおすことになっているとのこと。 現在の〇〇の事務所や駐車場が●●下の川沿いにありますが、台風や大雨の時に災害への危険があるため、申請地には事務所は建設しませんが、駐車場等として利用するようです。
委員	売買価格はいくらですか。
担当委員	この農地の隣の山林も購入されるのですが、併せて150万円です。

譲渡人は▽▽の出身ですが、●●に家を建てられて、実家は移住された方に売買されています。

議長

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第65号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、報告第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(報告第3号について説明・朗読)

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

本案件は、報告事項であるためこれで審議を終了します。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。第20回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。